

目標Ⅷ 国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり

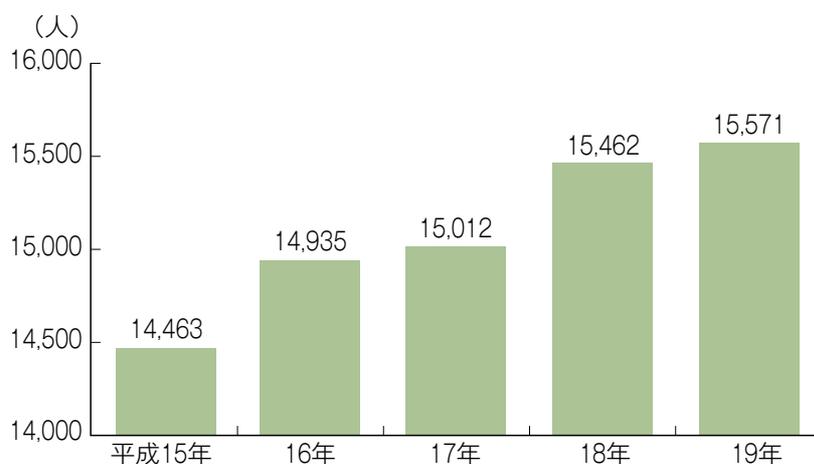
男女共同参画社会の形成は、国際社会における様々な取組と密接な関係があり、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念のひとつとして「国際的協調」が掲げられています。

さいたま市においても外国人登録者数が年々増加し、多国籍の人々が暮らしていることから、各国の人々の生活や文化を相互に理解し、ともに地域で暮らす外国人と市民レベルの交流を進め、国際理解を深めることにより身近なところから国際協力にかかわっていくことが求められています。

このため、男女平等に関する国際規範・基準を積極的に施策に取り入れ、男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取組に関する情報の提供や国際理解教育を進めていく必要があります。

また、外国人が暮らしやすいまちにするために、情報の提供や生活相談の充実、支援体制の整備を進め、特に外国人女性の人権に配慮し、必要な支援を受けられるようにすることが必要です。

外国人登録人口（各年1月1日現在）



資料：さいたま市統計書、岩槻市統計書

施策の方向1 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進

「平等・開発・平和」*への貢献に向け、国際社会における男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。また、国際理解・国際交流を進めるため、講座や学校教育における交流を充実させていきます。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 「平等・開発・平和」への貢献のための情報提供と学習機会の充実	178	世界の女性に関する情報提供 世界の女性を取り巻く様々な問題などに関する情報を収集し提供します。	男女共生推進課
	179	国連等世界の動きに関する学習機会の充実 国連など、世界における男女共同参画の動きについて、学習する機会を提供します。	男女共生推進課
2 国際理解・交流活動の推進	180	国際社会の理解を深めるイベント・講座等の開催 国際社会の一員としての認識を深めるため、異文化に触れる機会を提供するための講座やイベントを開催します。	国際課 文化振興課
	181	姉妹都市との交流事業の促進 海外6つの姉妹友好都市と、市民訪問団・スポーツ少年団の相互派遣を行うことにより、国際社会に適応した人材を育成します。	国際課
	182	NPO/NGOとの協力・連携 NGO/NPOや市民団体と人的交流、情報交換、ネットワーク構築など、連携・支援を図り、協働の機会や活動の場を増やしていきます。	国際課
	183	ホストファミリー登録制度の充実 国際交流への参加意識を高めるため、ホストファミリーの登録及びホームステイの受け入れを行います。	国際課
3 国際理解教育の推進	184	国際理解・平和に関する講座の開催 国際化に対応し国際社会への理解を深めるため、国際理解・平和に関する講座を開催します。	生涯学習総合センター・公民館
	185	姉妹校交流の推進 海外と姉妹校など交流を行っている市立小・中・特別支援学校に、手紙や作品交流のための通信費などを補助します。	指導1課
	186	高校生海外研修派遣制度の充実 国際的視野を持った人材を育成するため、市内在住の高校生をアメリカ合衆国に派遣します。	指導1課

* 「平等・開発・平和」

昭和50（1975）年にメキシコシティで開催された「国際女性年世界会議」（第1回世界女性会議）における3つのメインテーマ。「平等」は男女平等の促進、「開発」は経済、社会文化の発展への女性の参加の確保、「平和」は国際平和・友好と協力への女性の貢献をあらわしています。

施策の方向2 外国人が安心して暮らせるための支援体制の充実

外国人が安心して暮らせるまちにするために、生活情報の提供や生活相談を充実させるほか、外国人のための日本語学習を実施します。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 外国人のための 情報提供の充実	187	外国人のための生活情報の提供 外国籍市民のために、生活ガイドブック及びガイドマップを作成します。	国際課
	188	市報・情報誌による情報提供 市報 Breeze 欄へ英文記事を掲載するほか、さいたま市国際交流協会に委託して生活情報誌「ぶらら」を発行します。	国際課
	189	通訳・翻訳ボランティアの充実 各国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、区役所窓口などに派遣します。	国際課
2 外国人のための 生活支援策の充実	190	外国人のための生活相談 多言語生活相談（3か国語）を実施します。 大宮区において、外国人相談員が市内在住の外国人に対し、日常生活を営む上で必要なアドバイスなどを5か国語にて行います。	国際課 市民総務課
	191	日本語学習の支援 国際交流センターにおいて、日本語教室を実施します。 外国人のための日本語教室、外国人の自主学習、交流事業のための会場を提供します。	国際課 生涯学習総合センター・公民館
	192	外国人留学生への支援 さいたま市国際交流協会の主催で、留学生にさいたま市を紹介するイベントを実施します。	国際課

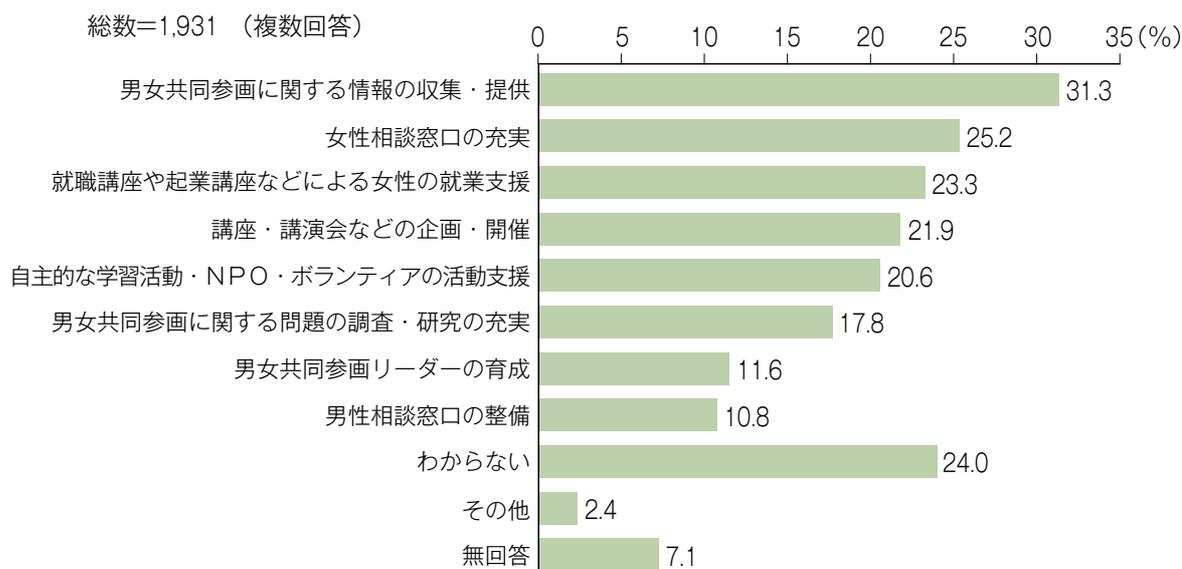
目標Ⅸ 男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり

社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくために、市・市民・事業者がそれぞれの立場で主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら男女共同参画の実現に向けた取組を推進する必要があります。

市の男女共同参画を推進するための拠点施設「さいたま市男女共同参画推進センター(パートナーシップさいたま)」の機能を高め、市民・事業者の男女共同参画に関する取組を支援していく必要があります。

また、男女共同参画に関する施策に対する苦情の申出制度の周知や、市内の男女共同参画推進体制を充実させるなど、積極的に市の男女共同参画に関する取組を進めていくことが重要です。

さいたま市男女共同参画推進センターに期待すること



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成19年1月）

施策の方向1 推進体制の充実と市民・事業者との連携の推進

男女共同参画推進施策や事業を効果的に実施するために、市の推進体制を充実し全庁的な取組を進めます。また、施策の実施状況を毎年確認し、年次報告書として公表するとともに、市民・事業者との協働体制を重視し、取組への支援を行います。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 推進体制の充実	193	男女共同参画推進協議会の運営 市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項について調査審議し、施策に反映していきます。	男女共生推進課
	194	男女共同参画推進本部会議・幹事会の開催 男女共同参画のまちづくりの推進のための庁内組織において、男女共同参画に関する事項を審議し、全庁的な推進を行います。	男女共生推進課
	195	年次報告書の作成と公表 男女共同参画のまちづくりの推進状況及び男女共同参画のまちづくりの推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表します。	男女共生推進課
2 苦情の申出・ 処理体制の充実	196	苦情処理制度の定着と充実 男女共同参画施策に対する苦情の申出制度について、広く市民が利用できるようその周知を図るとともに、申出があった場合は、適切かつ迅速に対応します。	男女共生推進課
3 市民・事業者との 連携の推進	114 Vに 再掲	NPO・ボランティア等の活動への参加促進 男女共同参画に関連したNPO・ボランティア活動への市民参加促進のための情報を収集・提供するとともに、関連団体との連携による講座を開催します。 また、市民活動サポートセンターにおいて、市民活動に関する講座の開催などを実施し、学習の機会、交流や活動の場を提供します。 ◇目標値 市民活動サポートセンター利用登録団体数371団体（平成19年度末）→900団体（平成25年度末）	男女共生推進課 コミュニティ課市民活動支援室
	197	男女共同参画推進団体の活動の支援 男女共同参画推進団体で組織される協議会が企画、運営する「女・男フェスタさいたま」の開催を支援します。また、団体に対し、男女共同参画に関する情報の提供を行います。	男女共生推進課
	新規 198	事業者の取組への連携 事業所向けに男女共同参画講座を実施するなど、事業者との連携により男女共同参画の推進に取り組みます。	男女共生推進課

施策の方向 2 男女共同参画推進センター機能の充実

男女共同参画に関する情報の収集・提供事業や相談事業、学習・研修事業、団体・交流支援事業、調査・研究事業などを充実し、さいたま市男女共同参画推進センターの機能を高めていきます。

基本的施策	事業番号	推進事業	担当
1 男女共同参画推進センター事業の充実	128 VIに再掲	相談事業の充実 男女共同参画推進センター、女・男プラザなどに相談員を配置し、生き方、家族、夫婦、DV、人間関係などに関し、常設で電話相談、面接相談を実施する女性の悩み相談や、専門家による法律相談や心の健康相談など、女性に関する総合的な相談を実施します。	男女共生推進課
	199	情報収集・提供事業の充実 市民との協働により作成するセンター広報誌「鐘の音」による情報提供を充実します。また、男女共同参画に関する各種資料・出版物・ビデオなどの収集と、それらを活用した情報提供を進めるとともに、ホームページなどの活用など、様々な媒体による情報提供も充実します。	男女共生推進課
	新規 200	団体・交流支援事業の充実 男女共同参画推進に関わる団体への情報提供や団体間の連携、交流に向けたネットワークづくりの促進などの支援を充実するとともに、センターでの活動を促進します。 ◇目標値 センター利用者数 15,000人（平成20年度） →20,000人（平成25年度）	男女共生推進課
	新規 201	調査・研究事業の充実 男女共同参画に関する問題についての調査・研究事業を実施します。	男女共生推進課
	202	事業検討委員会の設置 男女共同参画推進センターの運営及び事業について検討する委員会を設置し、市民意見をセンター事業に反映していきます。	男女共生推進課
2 関連機関との連携	203	関連機関に関する情報提供 国・県や近隣市などの男女共同参画関連施設での事業などの情報を収集・提供します。	男女共生推進課
	204	関連機関との連携 市内外の男女共同参画関連施設・機関やNPOなどの団体との連携を図り、情報交換をしていきます。	男女共生推進課